

くらし安全安心だより

高齢者・若年者の

消費者トラブル 110 番週間

令和元年度の岩手県内の消費生活センターなどに寄せられた消費生活相談件数は 9,436 件でした。そのうち、**契約当事者が 60 歳以上の相談が 3,732 件で、全体の約 4 割**を占めています。

また、**20 歳未満の相談**が前年度 116 件に対し、194 件と**大幅に増加**しています。民法の改正により令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることとなり、**18 歳から 19 歳**の人は**未成年者取消権の対象ではなくなります**。そのため、**今後、社会経験の少ない若者が、悪質業者の新たなターゲットになることが懸念**されます。

このような状況を踏まえ、県内の消費生活センターなどが**相談対応を集中的に受ける期間**を設け、**県内全体で消費者被害の防止**に取組みます。

高齢者の消費者トラブル 110 番

令和 2 年 9 月 14 日(月)～18 日(金)

若年者の消費者トラブル 110 番

令和 2 年 8 月 17 日(月)～21 日(金)

令和 3 年 1 月 12 日(火)～15 日(金)

★**県内 12 か所の消費生活センターなどが対応**します。(消費者ホットライン**188**)

★**契約について不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに消費生活センターに相談**ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務(債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前 9 時～午後 4 時 (☎ 2 3 - 5 8 0 0)